

独立行政法人消防研究所防災業務計画

平成 13 年 4 月 1 日消研規程第 11 号

目次

第 1 章 総則

- 1 目的
- 2 実施方針

第 2 章 組織

- 1 災害対策本部
 - (1) 設置
 - (2) 構成
 - (3) 所掌業務
 - (4) 事務局

第 3 章 災害予防

- 1 災害予防に関する研究
- 2 連絡体制の確立と維持
- 3 職員の派遣体制の確立と維持

第 4 章 災害応急対策

- 1 職員の派遣要請への対応
- 2 派遣要請の受信
- 3 派遣職員の選定
- 4 現地調査の実施

第 5 章 災害復旧

- 1 災害復旧に関する研究
- 2 関係諸機関への協力

附則

第1章 総則

1 目的

この計画は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第39条1項の規定に基づく独立行政法人消防研究所（以下「研究所」という。）の防災業務計画である。この計画は、研究所が、その業務に係る防災に関し講じるべき措置を定め、災害（災害対策基本法第2条）を未然に防止し、または災害が発生した場合における対策の迅速かつ適切な実施を図ることを目的とする。

2 実施方針

この計画の実施にあたっては、国、地方公共団体その他の関係諸機関と緊密な連携を図り、防災業務の推進に寄与するものとする。

第2章 組織

1 災害対策本部

(1) 設置

理事長は、災害が発生し、または発生するおそれがある場合において、必要があると認めるときは、災害対策本部を設置するものとする。

(2) 構成

災害対策本部の構成は、次のとおりとする。

本部長 理事長

副本部長 理事

本部長 研究統括官、事務局長、研究企画部長、基盤研究部長、
プロジェクト研究部長、総務課長および理事長が指名する者

(3) 所掌業務

災害対策本部は、次の業務をおこなう。

ア 関係諸機関との連絡に関すること

イ 災害に関する情報の収集に関すること

ウ 災害調査のための職員の派遣に関すること

エ その他災害対策に関すること

(4) 事務局

災害対策本部の事務局は、総務課においておこなう。

第3章 災害予防

1 災害予防に関する研究

災害に関する研究を行い、災害の予防に資するものとする。

2 連絡体制の確立と維持

災害が発生し、または発生するおそれがある場合に、その情報を正確かつ迅速に伝達し、または伝達を受けるため、通信手段および体制を確立し維持する。

3 職員の派遣体制の確立と維持

災害が発生し、または発生するおそれがある場合に、調査をおこなう職員の派遣を迅速かつ円滑におこなうための体制を確立し維持する。

第4章 災害応急対策

1 職員の派遣要請への対応

災害に関し、国または地方公共団体から現地調査のため職員の派遣要請があった場合には、迅速に対応するものとする。

2 派遣要請の受信

災害の現地調査のための職員の派遣要請の受信は、研究企画部長が行い、同部長との連絡が取れない場合は、総務課長がおこなうものとする。

3 派遣職員の選定

派遣職員の選定は、基盤研究部長が行い、同部長との連絡が取れない場合は、事務局長がおこなう。なお、災害の種類により基盤研究部長が派遣職員を選定することが不適切な場合は、プロジェクト研究部長と事務局長が協議のうえ派遣職員を選定する。

4 現地調査の実施

現地調査をおこなう職員は、国、地方公共団体の職員とともに調査を行い、災害状況の把握、災害原因の究明、二次災害発生の可能性、応急対策工事の計画等について、適切な専門的知見を提供し、防災業務に貢献するものとする。

第5章 災害復旧

1 災害復旧に関する研究

災害の復旧に関する研究を行い、災害復旧事業に資するものとする。

2 関係諸機関への協力

災害復旧対策に関して専門的知見を提供し、関係諸機関の防災業務に協力する。

附則

この計画は、平成13年4月1日から施行する。